

消費税法改正に伴う 上下水道料金等の改定について

～10月1日から上下水道料金が変わります～

◇問合せ 上下水道課(美浦水処理センター内) ☎029-885-0720

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げになることに伴い上下水道料金及び水道事業加入分担金が改定となり増税分をご負担いただくこととなりました。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

水道事業加入分担金

(税込表示)

メーター口径	旧加入分担金(8%)	新加入分担金(10%)
φ13mm	43,200円	44,000円
φ20mm	86,400円	88,000円
φ25mm	162,000円	165,000円
φ30mm	270,000円	275,000円
φ40mm	540,000円	550,000円
φ50mm	1,080,000円	1,100,000円
φ75mm	1,620,000円	1,650,000円

上下水道料金の経過措置

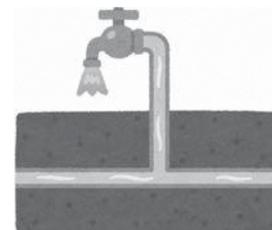
経過措置として10月1日以前から継続して上下水道を使用している場合、10月分料金(11月請求)は8%、11月分料金(12月請求)から10%の消費税となります。

※4月1日以降に給水装置の新設等の加入申込みを承諾したもものから適用となります。

水道料金

(税込表示)

用途	料金	基本料金(1カ月につき)		超過料金(1㎡につき)		
		水量	旧料金(8%)	新料金(10%)	旧料金(8%)	新料金(10%)
一般用	家庭用	10㎡	1,836円	1,870円	183.6円	187.0円
	医院用	10㎡	1,944円	1,980円	194.4円	198.0円
	官公署用	10㎡	1,944円	1,980円	194.4円	198.0円
営業用	第一種	10㎡	2,808円	2,860円	280.8円	286.0円
	第二種	10㎡	2,700円	2,750円	270.0円	275.0円
臨時用		10㎡	4,968円	5,060円	496.8円	506.0円
業務用	100㎡	367,200円	374,000円	1㎡～3,000㎡		
				356.4円	363.0円	
				3,001㎡～		
				388.8円	396.0円	



下水道使用料

(税込表示)

区分	料金	公共下水道事業	
		旧料金(8%)	新料金(10%)
基本料金	10㎡まで	1,620円	1,650円
超過料金 (1㎡につき)	11㎡～20㎡	162.0円	165.0円
	21㎡～30㎡	172.8円	176.0円
	31㎡～50㎡	183.6円	187.0円
	51㎡～101㎡	194.4円	198.0円
	101㎡～	205.2円	209.0円



※井戸水を使用されているご家庭は1人当たり6㎡を使用水量とみなし計算します(上水道併用はどちらか多い水量)。